税の納付について(お願い)

各税 (保険料) の最初の納期までに 納付書をお送りします~

付します。 それぞれ最初の納期の月に送 何の納税 平成24年度分の町税や保険 (納入) 通知書を、

ください。 りの方は、 納付にご協力をお願いします。 何か事情があり納付にお困 お気軽に税務課へお越し 相談に応じますの

源です。

どうかご理解の上、

税金は、

町の貴重な自主財

ができます。 て異議の申し立てをすること た日から60日以内に町に対し とがあるかと思います。その 違っている、と感じられるこ なった際、納得できない、 なお、納税通知書をご覧に 納税通知書を受け取っ 間

減免につい Ť

復見込みにより生活に支障が るのは前年の所得が400万 所得の減少の場合、 ができます。ただし、 た方は、減免申請をすること 昨年より著しく所得が減少し リストラ・病気・災害などで は全部を免除するものです。 減免とは、 の方に限られ、 (収入で560万円以 納付額の一部又 対象とな 資力の回 著しい

理由 税務課にお越しいただき相談 ますのでご承知おきください 減免に該当しない場合があり されますようお願いします。 ないと認められるときには いずれにしても、 により納付が困難な方は 何らかの

住 民税

所得 に退職されていても、 対して課税されます。 も一定以上の所得がある方に 除く)に対して課税されます から成り立っており、 この税は、 |地で課税されます。 住民税は1月1日現 (退職手当に類する分は 所得割と均等割 前年の 前年中 いずれ 在 の居

場合は、 満)を扶養する方への控除45 る方への控除33万円が廃止、 養親族(16歳未満)を扶養す 以上23歳未満の方を扶養する 万円が33万円に縮小されます。 定扶養親族 の一部が改正となり、 なお、今年度から扶養控除 引続き45万円が控除 特定親族の内、 (16歳以上19歳未 年少扶 19 歳 特

について 住民税の年金からの特別徴収

が始まっています。 からの特別徴収(年金天引き)

> の内訳 国民健

康保険税課税限度額

医療分 50万円から51万円 後期支援分13万円から

介護分 10万円から12万円

14万円

的年金受給者で、 めていただきます。 どおり普通徴収(納付書又は 特別徴収されていない方など、 口座振替で納める方法)で納 して課税される場合は、従来 特別徴収の対象になりません。 です。ただし、 金所得に対して課税される方 この制度の対象となるのは、 定の要件を満たさなければ また、年金以外の所得に対 月1日現在で65歳以上の公 介護保険料が 前年中の年

围 民健康保険税

のでご留意ください。

ます(※)。 までは最高73万円でしたが、 課税限度額が改正され、これ 方が対象となります。 保険に加入しているすべての る方を除き、 昨年度、 康保険などに加入されてい 万円に引き上げとなってい 国民健康保険税は、 この改正による税 国民健康保険税 安平町国 民健康 職場

平成21年から住民税の年

61 替に切り替えることができま 象者は、申し出により口 務課までお問い合わせくださ 特別徴収 申し出の際は、 (年金天引き) 事前に税 座振 妆

書は、 や4月から年金天引きが開始 ら引続き年金天引きとなる方 旬までに通知します。 降の保険税については7 で通知済みですので、 される方)には本年8月 特別徴収対象者の納税通 仮徴収対象者 (2月か 10 月中 月以 分ま

納税通知書は6月中旬までに 通徴収 で納める方法) (納付書又は口 対象者 0

等割、 ていません。 均等割) の改正は行

※平成23年度に改正された